

令和3年第3回佐川町議会臨時会会議録

招集年月日 令和3年7月12日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和3年7月12日 午後1時30分宣告

開 議 令和3年7月12日 午後1時30分宣告（第1日）

応招議員	1番	橋元	陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森	勝仁
	4番	下川	芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田	昌平
	7番	森	正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦	隆起
	10番	岡村	統正	11番	中村 卓司	12番	永田	耕朗
	13番	西村	清勇	14番	藤原 健祐			

不応招議員 な し

出席議員	1番	橋元	陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森	勝仁
	4番	下川	芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田	昌平
	7番	森	正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦	隆起
	10番	岡村	統正	12番	永田 耕朗	11番	中村	卓司
	13番	西村	清勇	14番	藤原 健祐			

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	町 民 課 長	片岡 和子
副 町 長	中澤 一眞	病院事務局長	池内 智保
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	真辺 美紀	教 育 次 長	吉野 広昭
総 務 課 長	麻田 正志	産業振興課長	
チーム佐川推進課長	岡田 秀和	建 設 課 長	池内 伸雄
税 務 課 長	田村 秀明	農業委員会事務局長	森田 修弘

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 田村 正和

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

会議録署名議員の指名 議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。
14 番 藤原 健祐 1 番 橋元 陽一

令和3年第3回佐川町議会臨時会議事日程〔第1号〕

令和3年7月12日 午後1時30分開議

- | | | |
|------|--------|-----------------------|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 町長挨拶 |
| 日程第4 | 議案第64号 | 令和3年度佐川町一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第5 | 議案第65号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第6 | 議案第66号 | 物品購入契約の締結について |

議長（岡村統正君）

ただいまから、令和３年第３回佐川町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員数は１４人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第１２６条の規定によって、１４番藤原健祐君、１番橋元陽一君、兩名を本臨時会の会議録署名議員といたします。

日程第２、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日１日としたいと思います。

異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日１日と決定しました。

日程第３、町長挨拶を行います。

町長（堀見和道君）

本日は議員の皆様方の御出席をいただき、令和３年第３回佐川町議会臨時会を開催できますことを心から御礼申し上げます。ありがとうございます。

本臨時会におきましては、財団法人への補助金を含む一般会計の補正予算並びに契約の締結に関する議案を２件上程をさせていただいております。議員の皆様方の適切なる、慎重なる審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

議長（岡村統正君）

以上で町長挨拶を終わります。

日程第４、議案第６４号、令和３年度佐川町一般会計補正予算（第４号）について、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは議案について御説明申し上げます。

議案第６４号、令和３年度佐川町一般会計補正予算（第４号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ８２９万９千円を追加し、総額

を歳入歳出それぞれ 82 億 6,435 万 7 千円とするものであります。なお、詳細につきましては担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

総務課長（麻田正志君）

それでは私から議案第 64 号、令和 3 年度佐川町一般会計補正予算（第 4 号）につきまして説明をさせていただきます。

歳出から説明をいたします。

事項別明細書の 10 ページ 11 ページをお開きください。10 ページ 11 ページになります。

11 ページの一番上の表になります。2 款、1 項、4 目企画費の 1 節報酬、4 節の共済費、8 節の旅費、この合計を全部しましたら、合計で△の 93 万 3 千円となります。これはふるさと納税の業務のうち返礼品の開発、既存返礼品の充実、返礼品提供事業者対応調整、返礼品の記事・写真作成、寄附ポータルサイト掲載内容更新、関連イベント企画などそのような業務に携わっております会計年度任用職員の人件費等になっております。これ後ほど出てまいります一般財団法人にその業務を委託することとしているため、ここを減額をいたしております。

そして、その下の 12 節、こちらのほうの委託料のほうに同額の 93 万 3 千円を組みかえるものとしております。

その下の表の 4 款、2 項、1 目清掃施設費、18 節負担金・補助及び交付金、こちらの 83 万 3 千円は自治会がごみ集積所を整備する費用に対する補助金となっております。当初予算にも計上させていただいておりますが、見込み以上の申請があり、速やかに対応したいということから今回補正をさせていただいておるものとなっております。

一番下の表になります。6 款、1 項、1 目商工振興費、18 節負担金・補助及び交付金の 746 万 6 千円は設立を予定しております、一般財団法人しあわせづくり佐川への運営費の補助金となっております。

続きまして歳入の説明をさせていただきます。8 ページ 9 ページをお開き下さい。

9 ページの 18 款、1 項、1 目財政調整基金繰入金の 83 万 3 千円は今回の補正におきます歳入の不足額を財政調整基金から繰り入れを行うものとなっております。

その下の２目その他基金繰入金の 746 万 6 千円は、先ほどの歳出で説明をいたしました一般財団法人しあわせづくり佐川への運営費補助金の財源といたしまして、納税寄附金基金から繰り入れを行うものとなっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（岡村統正君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

３番（西森勝仁君）

私から２点ほどお尋ねをいたします。

まず、11 ページの清掃施設費の中にごみ集積所整備費補助金として 83 万 3 千円が計上されているわけでありますが、これは今新たに要望があっているところの費用と、事業経費ということなのか。またそのごみステーションにつきましてはどこのステーションもカラスや猫とかイタチ、こういったものに食い荒らされて散らばるので、そのごみステーションの近くの住民が後でほうきで掃除をせないかと、こういうようなこともしょっちゅう起こっているわけですが、このごみステーションは大変タイムリーな、この前からやっていますけれども大変いいことだと思います。

しかし、この町中におきましては、ごみステーションをつくるにもつくれないところが多いと。私が知っているところでは 9 割以上が置けないんじゃないかというふうに思っています。そこで、お尋ねするところですが、この町道のちょっと構わん隅の一部とかに今ごみを置いているところですが、そこにこの集積所の猫やイタチ、あるいはカラスが入らんようなステーションをつくった場合に、道路、町道の管理する部署ではこれを黙認するということなのか、あるいは担当課同士が調整をしているものなのか、実際に町の中でつくれるものなのかお尋ねをいたします。

建設課長（池内伸雄君）

お答えさせていただきます。現在も町道にごみステーションを設置しているところもあります。ごみステーションを町道の一部に設置する場合につきましては、自治会からの占用申請を受けまして、設置したい箇所の現地を調査・確認させていただいたうえで、通行に、交通に支障がないと判断した場合に集積所の設置を認めております。町道の一部に集積所を設置していいですよという許可をおろ

しているような形になっております。

で、全て申請があったら認めているわけではございません。あくまで通行に支障がないと判断した場合において許可をおろしております。以上でございます。

町民課長（片岡和子君）

補正金額について御説明申し上げます。現在、このごみ集積所の補助の申請をいただいている自治会は8自治会ございまして、14カ所のごみステーションの補助をいただいております。そのうち6自治会の10カ所については既に補助の決定をさせていただいておりますが、残り33万3千円につきまして不足するため今回補正にあげさせていただいております。

それに加えて、現在、自治会のほうから相談が何件かあがっております。補助金の限度額である10万円かける5カ所分のほうをトータルで83万3千円の補正予算をお願いしているところです。よろしくお願いします。

3番（西森勝仁君）

さっき一緒に質問すればよかったわけですけど、2回目になってしまいましたので、同じページの商工振興費の18節補助金、ここに道の駅を運営するために一般財団法人しあわせづくり佐川に746万6千円の補助金、これが組まれているわけでありましたが、今そのフルスピードといいますか、猛スピードで突っ走っている道の駅の計画があるわけですが、これはまだかつて2千名弱の署名を集めた道の駅とは若干、その趣旨、内容が違っていると思います。おもちゃ美術館一つにとりましても、これも道の駅と一つ屋根で一体となっております。1,800平米もの大きな建物ができるようになっておりますが、この規模決定の根拠、そういったものもトータル的な説明を受けたものの、あまり腹に入った説明は私は受けていないというふうに承知しております。過大設計ではないかと、これについても過大設計ではないかというふうに思っております。

経営についても収支計算などざっくりではありますが、想定での説明を受けただけでありまして、あまりにも危惧するところが多いと。まあ、以前の副町長の説明ではこの責任は理事が負うという説明をいただいたわけでありましたが、理事、この間の資料で理事の名前も公表されたわけでありましたが、この理事にそのことを説明して理事はその責任を負うということを承服しているのか、承知してい

るのか、これをお尋ねするのが一つ。

次に、給料、給料であります。給料は役場の行政職給料表、これの恐らく行一の給料表を準用するということだと思いますが、道の駅の業務というのは主たる業務は物販、これが中心になってくと思います。そうすると物販、物を売ると、物売りというのはどちらかというと業務の形態としては現業職に近い、いわゆる単労に近いと思うところではありますが、単労というのなら行一を準用すべきでない。これは不適切と思うところですが、これが2つ目。また、以前ソニアでも山の作業員に払う給料として行二の給料表を準用したことがあったわけではありますが、これが同業種の民間と比べてちょっと高い。高すぎるということで、またその結果として大きな赤字を生んだわけであります。赤字の要因となったわけであります。

また、高北病院でも16年ごろだったと思いますが、赤字が続いたおりに経営を全適にして給料表も独自につくりたいよというような動きがあつておったと思いますが、経営の改善も見られてそういうふうには至ってないと思いますが、まあ、三短とかいろいろなことは廃止したとは思いますが、そういったこと、いろいろないきさつがずっとあつておりますが、執行部はこうした赤字対策とかいった失敗の原因を検証されたのかどうか、これが3つ目。

こうしたことを総合的に勘案いたしまして、私が思うのには同じ轍を踏みかかっているというふうに危惧するわけではありますが、これから道の駅を建てて、道の駅は当然建てるのが目的ではないわけではありますが、まあ建てたあとは野となれ山となれということではそらあ残った者は大変大迷惑。そうなったときには理事が責任を負うということではありますが、副町長が役場の代表として理事に出ているわけですから、全部税金で補填するというような話が出てくるんじゃないかとは思いますが、そうはならんように、執行部もですね、こういった赤字になったときには自分の私財をなげうってでも補填するというくらいの覚悟はあるのかないのか。この4点お尋ねをしておきます。

副町長（中澤一眞君）

お答えを申し上げます。まず、最初に経営の責任を負う立場となります理事について、その理事が責任を負うということについて、今予定をしております3名が認識をしておるか、承知をしておるかというお尋ねかと思えます。

これは当然そういう、私自身もそうですけれども、あと2名の方についてもそういう前提でお引き受けをいただく御了承をいただいております。

それから2点目の給料の格付けについてです。先日、議会の皆様にも御説明をさせていただきました中に、あれは基本の考え方として行政職の準用をしますよと、それで格付けをしますと。ただ、西森議員のお話のとおりこの道の駅、稼働し始めますといわゆる管理部門のほかに物品の販売であるとか、飲食の提供であるとかそういうその現業といっているのかどうかわかりませんが、いわゆる行一のいわゆる事務職、行政職の仕事とは異なる業務、職種が出てまいります。その職種によっては当然、全てが正職員として行一の給料表を策定するというわけではございませんし、現実には役場の中でもいわゆる給料表、行一行二の給料表を適用する職員といわゆる会計年度任用職員というような形、嘱託というのは今佐川町役場にはないですけどもさまざまな職種によつての雇用の形態というのが財団においても想定をされます。

ただ、なかなか今それを全て給料の仕組みは財団ができてから企業規定あるいは就業規則といったものを整備する必要がありますけれども、今の段階でその全てにおいて報酬の体系を決定をしているわけではございませんので、今の段階でこうこうだというふうに申し上げるわけにはいきませんが、お話にありましたようにその職種に応じて全てを応じて給料形態を考えていくということでございまして、全てをその行一の職種を適用するというつもりはございません。その点は申し上げて、申し上げさせていただきます。

それから、3番目に人件費、これまでの第3セクターの経営についての検証をしたかというお話だと思います。これもこれまでの過程の中でいわゆるソニアの事例というのものもなかなかかつての資料というものは残っておりませんが、少なくとも私が手に入る、今現在手に入るもので見返してみましたところ、およそ以前の協議会でも御説明をいたしましたけれども、おおよそちょっと経営と言えるような中身ではない。あれを、あれと同じことをやっておいたら本当にもうとんでもないことになるなというのは議員御指摘のとおりだというふうに思っております。

で、その先ほどの2点目の人件費はどういう格付けをするかということもそうなんですけれども、当然収益をもとにして一部公的な

部分については公費を投入するということは想定はしておりますけれども、基本的には収益部分は自前で賄うという経営をやっていないといけませんので、先ほどの2つ目の給料の設定についても自前で賄えるそういった人員の数であったり職種であったり雇用の形態であったりということを執行部、財団の役員、執行部として責任をもって決定をし、進めていくべきものであるというふうに認識しております。

それから、4点目の赤字になったときに覚悟はあるかと、身をなげうってでも私財をなげうってでもという覚悟があるかということですが、当然そういう思いをもって役員、理事として努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

ただいま、副町長の説明によりますと大体わかった面もありますし、不安な点が多いわけではありますが、先ほどの説明をお伺いいたしますと、全てを正職員とするわけではないと、これは任用職員、会計年度任用職員というこの前説明もいただいたとおりであります。そのへんはわかりますけれども、まあ、それとさまざまな職種があるのでそれなりに対応していくよということで、それは承知いたしました。

そして経営についてはその収益に基づいての経営をしていくと、これ当然のことですけれども、役場の職員の給料表を準用するとなるとベースアップもありますし、定期昇給も当然あると。恐らく民間でも3セクでもそういったことは起こり得ると、あると思います。こうした給料を経営の中で払えるうちはそれはまあいいわけではありますが、これが大体が先ほども言いましたように物を売る商売、物販でありますので、まさか悪徳商法じゃあいうようなことにはならんわけありますので、毎年毎年利益が右肩上がりにあるいは少しずつでも伸びていくというような状況にあるとは思えないわけあります。

はちきんの店から大体あそこが中心になって農産物を集めてくれたら一番よというお話も伺ったように記憶しておりますが、なかなかはちきんも現在、尻すぼみいうたら失礼になるかもわかりませんが、始まったころと随分違っておりまして品も揃わないというような状況にあります。つくるほうもあの当時は売るところがほしいよということでありましたけれども、今はスーパーのコーナーとか

いろんなところでいろんなものが売ることもできます。だから、なかなか品を揃えるのも難しくなっていくんじゃないか。高齢化していきますので、これも難しいんじゃないかというふうに思うところではありますが、まあ、いろんな説明を聞いたわけですが、私はこの今までの過去何回かの説明を受けました中でも理解も納得もできないし、町民にしばしば聞かれるわけでありますけれども、聞いたことしか説明ができない。それ以上の説明ができないのでこの予算に賛成すると予算に賛成したんじゃないかと言われる、必ず言われますので、私は説明責任が果たせない以上は賛成いたしかねる、こういうことでありますので、申しおきまして質問を終わります。

議長（岡村統正君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 64 号、令和 3 年度佐川町一般会計補正予算（第 4 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、議案第 64 号は原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 65 号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは議案について御説明申し上げます。

議案第 65 号、工事請負契約の締結につきましては、令和 3 年 6 月 30 日に入札を行いました、令和 3 年度佐川町立佐川小学校大規模改修工事の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

契約の方法は指名競争入札、契約金額は 8,931 万 7,800 円。契約の相手方は高知県高知市鷹匠町 1 丁目 2 番 3 号、株式会社開洋、代表取締役社長上村和久でございます。

なお、詳細につきましては担当次長から説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

教育次長（吉野広昭君）

それでは私のほうから議案第 65 号について御説明をさせていただきます。

議案第 65 号、工事請負契約の締結につきましては、佐川小学校の主に経年劣化に伴う改修及び大規模な模様替えを行う工事に関するもので、6 月 30 日に行われました指名競争入札の結果を受け、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づきお諮りするものです。

それでは、参考資料のほうで御説明させていただきます。

参考資料議案第 65 号のほうをごらんください。1 枚目につきましては今回行われました入札の顛末書となっております。なお、こちらのほうに記載の金額は全て税抜きの価格を記載しております。

契約の相手方は高知市鷹匠町 1 丁目 2 番 3 号、株式会社開洋、代表取締役社長上村和久。契約の金額は 8,931 万 7,800 円。工期につきましては契約の日から令和 4 年 3 月 31 日までとしております。

参考資料の 1 枚目、上段には 1 階の部分、下段には 2 階部分、裏面は 3 階部分についてそれぞれ改修箇所の平面図に記載したものを付けております。

工事の概要につきましては 1 階、2 階それぞれ東側西側にトイレが設置されておりますけれども、その各トイレ、4 カ所のトイレブースの男女別化をするようにしております。また、これにあわせて洋式便所化、自動水洗の設置を予定しております。また、洗面、手洗い場の改修工事、廊下などの扉・壁の塗装、教室棟・特別教室棟の全面防水工事、廊下・階段の床シートの張り替え、スリップ止めの改修、階段・手すりの塗装、防火シャッター・防火壁の新設などを予定しております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長（岡村統正君）

質疑を行います。

3 番（西森勝仁君）

今、説明がありましたようにこの契約は佐川小の大規模改修工事ではありますが、この工期はいつなのか。夏休み中に済ます必要があるんじゃないかと思います。

そして、資料をもらっていますが、これはじけば簡単に出来ますが落札率はいくらになっているのか、そして、この予定価格、この設計書の中に工事の内容は明細をもらっておりますし、今も説明を受けて大体はわかると思いますが、もう後で必要な工事、継ぎ足しをするようなことがないのか、必要な工事は全部入っているのか。もっと言えば故意に外しているような部分はないのか。

例えば、雨どいなどを今は外しておいて設計書では1億円を切るようなことになっていたりはしないのか。そうするとあとで補正をしなければいけないようになりますが、1億円を超えとなると、これは指名競争、佐川の場合は指名競争でやっていないわけで、一般競争入札ということになってきます。

ここで、改めてお尋ねをいたしますが、今回、佐小の大規模改修工事に伴い必要な工事は全て設計に入っているのか。あとで増額補正などがありはしないのかちょっとお尋ねをいたします。

教育次長（吉野広昭君）

はい、お答えさせていただきます。まずですね、基本的には今回設計にあたってですね、学校とも協議をしました。

学校側の要望も随分受け入れたような、反映しておるような形にはなっております。ただ、予算の関係もありまして、全て学校からの要望を受け入れたような設計ではありません。で、増額の補正につきましては改修工事ですので、ちょっと実際に現在、目視で確認をしてほぼほぼ増額がないであろうというような見込みをしております。

ひとつは数年前に非構造部材の改修工事を佐川小学校も行っております。そのときに特に劣化が顕著でありました天井の改修。天井もう張り替えております。

現在のところ大幅な増額等は予定しておりません。で、改めてこの議会で御承認いただいたら設計事務所と学校とあわせまして教育委員会のほうで協議をした上で、できるだけそういう増額等が生じないような調整をはかっていきたいと思っております。以上です。

すみません、落札率につきましては基本的には設計金額に対して最低制限価格を計上しておりますけれども、最低制限価格のほうで

落札をしております。

工期につきましてはですね、令和4年の3月31日を完成期限としております。

で、議員さん、議員おっしゃられましたとおりですね、夏休み中に、これからは実際の工事について打ち合わせはまだ済んでない状態ですけれども、かなり騒音というかですね、大きい音がする工事を中心に夏休み中に一定進めていきたいというふうに考えております。

で、残った工事につきましても、学校とも調整はしなければならないと思いますけれども、遅くても土日等も利用したうえで、3月、来年の3月末までには完成するように予定しております。

3 番（西森勝仁君）

ただいま、次長から小学校の学校の建物、これを目視したりあるいは学校からの要望、また予算、こういったものも含めまして総合的に勘案した設計になっているということではありますが、今後、増額、大きな、今までも1,200万じゃ1,400万じゃいう、この庁舎にしても増額補正が出されてきたわけですが、そういった大きなものが今のところ予想されていないようですが、こうしたものが出されて補正予算なるものが出されて否決をされた場合に本体工事に影響が出ないように、強く念を押しておきたいと思いますが、町長これはどうですか。答弁願います。否決もあり得ると。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。先ほど次長からも説明ありましたが、基本的に大きな変更は現時点で予定はしてないということです。特に心配はしておりません。以上です。

議長（岡村統正君）

ほかに質疑はありませんか。

5 番（坂本玲子君）

小さいことで恐縮なんですけど、お伺いします。

トイレの改修4カ所を予定されていまして、洋式化ということですが、この便座についてはもちろん温座、温便座で予定をしていますか。

教育次長（吉野広昭君）

はい。基本的には暖房便座のほうを洋式化のトイレについては考えてます。

ただ、全ての便器につきましてはちょっと学校ともお話をさせていただいたんですけど、ちょっと潔癖症の方がですね、ちょっと洋式便所を嫌われる方がおいでるので、全てということじゃなくてですね、おおむね、いくつかは和式の便所も残したうえで洋式化をするというふうに考えております。

議長（岡村統正君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 65 号、工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 65 号は原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 66 号、物品購入契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは議案について御説明申し上げます。

議案第 66 号、物品購入契約の締結につきましては、令和 3 年 7 月 5 日に入札を行いました、佐川町学校給食共同調理場給食配送車購入業務の物品購入契約締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の方法は指名競争入札、契約金額は 517 万円。契約の相手方は高知県高岡郡佐川町中組 77 番地、株式会社田村モータース、代表取締役田村公範でございます。

なお、詳細につきましては担当次長から説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

教育次長（吉野広昭君）

それでは私のほうから議案第 66 号について御説明をさせていただきます。

議案第 66 号、物品購入契約の締結につきましては老朽化によります、現在使用しております給食配送車の買い換えに伴うもので、7 月の 5 日に行われました指名競争入札の結果を受け、今回、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づいてお諮りするものでございます。

契約の相手方は高知県高岡郡佐川町中組 77 番地、株式会社田村モータース、代表取締役田村公範で契約の金額は 517 万円になっております。

参考資料、こちらのほうも参考資料、議案第 66 号関係をごらんください。

1 枚目につきましては、入札の顛末を記載しております。なお、こちらのほうも落札価格につきましては税抜きで記載しております。

2 枚目につきましては、今回購入を予定しております車両のコンテナ部分のほうは若干異なっておりますけれども、今回、購入する予定の車両と同じタイプの写真の写しをつけております。参考までにごらんいただければと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（岡村統正君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 66 号、物品購入契約の締結について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 66 号は原案のとおり可決をされました。

以上で、本臨時会に提出されました案件は終了しました。

町長挨拶をお願いします。

町長（堀見和道君）

提案させていただきました全ての議案につきまして御決定をいただきましてまことにありがとうございます。予算につきましてはしっかりと執行していきたいと。また、佐川小学校の大規模改修につきましては、安全第一で工事をしていただくようしっかり施工会社にも話をして子供の安全をしっかりと守る中での工事にしていきたいというふうに考えております。

先日来、熱海市の土石流も含めて、線状降水帯の発生による大雨が日本の中で今頻発をしております。亡くなられた方には本当にお悔やみを申し上げたいと思いますし、避難生活を余儀なくされている方もたくさんいらっしゃいます。お見舞いを申し上げたいというふうに思います。

佐川町を振り返ってみますと、7 年前の平成 26 年に古畑の観測所で 1 時間に 100 ミリという雨がありました。その日は 1 日 24 時間の降水量が 600 ミリということで佐川町の中では過去最高という雨を記録したことを今でもはっきりと記憶をしています。役場の職員も役場に泊まりながら、いざというときにしっかりとすぐ対応を取れるようにということで、みんな一生懸命対応をしてくれました。それ以来、1 時間当たり 100 ミリ、7 年前の豪雨ほどの雨は実は佐川町降っておりません。ありがたいことに大きな被害もなく過ごすことができておりますが、やはり佐川町にもいつなんどき豪雨災害が起こるとも限りませんので、しばらく災害がないと少し気も緩んでくるかもしれませんが、そういうことのないように、今年はまた豪雨災害あるかもしれないという覚悟の中でしっかりと対応していきたいというふうに思っています。雨の多い県でございますので、しっかりと気を引き締めてこの夏は台風の季節もやってきますので、新型コロナウイルスのワクチンの接種、コロナ対策もしっかりやりながら佐川町の安心安全、しあわせづくりをしっかりと担っていききたいというふうに思っております。

本日は、まことに臨時会ありがとうございました。

議長（岡村統正君）

本日の会議はこれを持ちまして終わります。

令和 3 年第 3 回佐川町議会臨時会を閉会します。

閉会 午後 2 時 20 分

